

基準該当生活介護

基準該当自立訓練(生活訓練)

重要事項説明書

当事業所は基準該当障害福祉サービス事業者の指定を受けています。

(千葉県指定 第1241200029号)

社会福祉法人金谷温清会

デイサービスセンター金谷の里

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人金谷温清会 |
| (2) 法人所在地 | 千葉県富津市金谷 1912 番地 2 |
| (3) 電話番号 | 0439-69-8400 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 平 篤 一 良 |
| (5) 設立年月 | 平成 8 年 12 月 17 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 基準該当生活介護・自立訓練（生活訓練）
平成 30 年 1 月 1 日指定（千葉県 第 1241200029 号） |
| (2) 事業所の目的 | 障害者総合支援法に基づき、適正な基準該当福祉サービス等を提供することを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | デイサービスセンター金谷の里 |
| (4) 事業所の所在地 | 千葉県富津市金谷 1912 番地 2 |
| (5) 電話番号 | 0439-69-8402 |
| (6) 管理者氏名 | センター長 脇 坂 和 弘 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 利用者の意思及び人格を尊重し、心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるよう、個別支援計画に基づきサービスを提供するとともに、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努める。 |
| (8) 開設年月 | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| (9) 利用定員 | 通所介護事業、通所型サービス、基準該当生活介護・基準該当自立訓練（生活訓練）を併せて平日（月曜日～土曜日）60 名・日曜日 35 名 |

3. 事業実施地域及び営業時間

- | | |
|----------------|--|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 富津市・鋸南町 |
| (2) 営業日及び営業時間 | 営業日：日曜日から土曜日までとする。
営業時間：午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分（送迎時間を除く）
ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。 |

4. 職員の配置状況

- | | |
|---------|------------------------|
| 管 理 者 | 1 名 |
| 生活相談員 | 1 名以上（提供を行う時間数に応ずる） |
| 看 護 職 員 | 1 名以上（兼務を含む） |
| 介 護 職 員 | 10 名以上（ただし、日曜日は 5 名以上） |
- ※介護職員については、ご利用者 15 名までの場合にあっては 1 名以上、15 名を超える場合にあっては、15 名を超える部分の利用者の数を 5 で除した数に 1 を加えた数以上の人員配置をしています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- | |
|-------------------------|
| (1) 基準該当障害福祉サービスのサービス内容 |
| ① 生活指導（相談援助及び助言等） |
| ② 個別支援計画の作成 |

- ③ 日常生活能力の維持及び向上
- ④ 余暇活動及び創作活動
- ⑤ 健康状態の確認
- ⑥ 送迎（必要に応じて、送迎車両への昇降及び移動の介助）
- ⑦ 入浴（機械浴・一般浴槽）
- ⑧ 食事の提供（準備・後始末）

（２）サービスの利用料金

指定生活介護、指定自立訓練(生活訓練)を提供した場合の利用料の額は、「政令で定める額」によるものとします。ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内となります。

また、障害者総合支援法に定める地域区分ごとに１単位の単価が異なります。当事業所の地域区分と単価は、７級地 10.18 円となります。

① 基本利用料金

当事業所における基本サービス料金は以下のとおりです。（１日あたり）

サービス料金	単 位	金 額
基準該当生活介護サービス費（Ⅰ）	698 単位	7,105 円
基準該当生活訓練サービス費	664 単位	6,759 円

② 加算料金

当事業所における加算料金は以下のとおりです。（１日あたり）

加 算 種 類	単 位	金 額
食事提供体制加算	30 単位	305 円
福祉・介護職員処遇改善加算	無し	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	無し	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	無し	

（３）給付対象にならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養ならびにご契約者の身体の状態を考慮した食事を提供します。

料金：食事 500 円

※ケアハウ斯拉クトピア入居者 300 円、食事提供体制加算がある場合 200 円

おやつ 50 円

夕食テイクアウトサービスについては、別途契約が必要となります。（主食付 400 円、副食のみ 300 円）

② レクリエーション

- ・ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

料金：材料代等の実費をいただきます。

③ 複写物の交付

- ・ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：１枚につき 10 円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

料金：オムツ 1 枚につき 200 円 パット 1 枚につき 50 円

⑤ 事業実施地域以外からのご利用の場合、送迎費の実費をご負担いただきます。

料金：1kmにつき 100 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月 25 日（土・日・祝日の場合は翌営業日）までに原則として下記の方法でお支払い下さい。

金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関： ゆうちょ銀行、JA きみつ、君津信用組合、千葉銀行

(5) 利用の中止・変更・追加について（契約書第 7 条参照）

利用予定の前にご契約者の都合により、サービスの利用を中止、変更又は、サービスの利用を追加することができます。この場合は、利用予定日の前日までに事業所に申し出て下さい。

基準該当障害福祉サービスをご利用で、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合は取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の正当な事由がある場合にはこの限りではありません。

利用予定日前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日前日までに申し出がない場合	当日の利用料金の 10%

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. 緊急時の対応方法について

サービス提供中にご利用者に緊急の事態が発生した場合、主治医、家族等、救急隊、事業者等へ連絡をいたします。

緊 急 時 連 絡 先 一 覧		
主治医	氏 名	
	所属医療機関名称	
	電 話 番 号	
家族等	緊急連絡者氏名	
	電 話 番 号	
事業所	電 話 番 号	デイサービスセンター金谷の里 0439-69-8402 夜間（0439-69-8400）

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年 6 月 24 日法律第 79 号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	本部長 脇坂和弘
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
(3) 苦情解決体制を整備しています。
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8. 苦情の受付について（契約書第 19 条参照）

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 生活相談員 宮島陽平
○苦情受付責任者 法人本部長 脇坂和弘
○受付時間 8:00～17:00
○電話 0439-69-8402

- (2) 行政機関その他の苦情受付機関

富津市社会福祉課	所在地 富津市下飯野 2443 電話番号 0439 (80) 1260
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 障害者総合支援	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043 (254) 7452
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4 番 3 号 電話番号 043 (246) 0294

- (3) 第三者委員

第三者委員とは、サービス利用者と事業所の間に入って、問題を公平・中立な 立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。当事業所の第三者委員は、次のとおりです。

長谷川康博 氏 （長谷川法律事務所弁護士） 電話：043-221-5428

9. 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。 職員は管理者に報告をし、指示を受けて対処します。

- (2) ご契約者のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。

- (3) 重大な事故の場合保険者に連絡をし、事故報告書を提出します。

上記のとおり、重要事項の説明を受けたことを証するために、本説明書を2通作成し、契約者及び事業所が各自1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

基準該当障害福祉サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター 金谷の里

説明者職名 生活相談員

氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、基準該当障害福祉サービスの提供に同意しました。

契 約 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

代 理 人 住 所 _____
(身元保証人)

氏 名 _____ 印